

市町村合併調査研究特別委員会

平成15年9月16日午後2時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎三木 誓士	○小野 隆雄	嶋田 善行	松田 正
飯高 昭二	浅井 正八	坂口 徹	浦野 圭司
吉川 勝義	木田 守彦	木澤 正男	里川宜志子
中西 和夫	中川 靖広		森河議長

欠席委員 西谷委員

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総 務 部 長	植村 哲男
企画財政課長	藤原 伸宏	同 課 長 補 佐	山崎 篤
同 課 長 補 佐	西巻 昭男	同 係 長	福居 哲也

3. 会議の書記

議会事務局長	浦口 隆	同 係 長	猪川 恭弘
--------	------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

委員長	開 会 （午後 2 : 0 0） 署名委員 浅井委員、坂口委員
委員長	本日は西谷委員から欠席の通知を受けております。ただいまより、市町村合併調査研究特別委員会を開会します。それでは、町長の挨拶をお受け致します。小城町長 （ 町長挨拶 ）
委員長	まずはじめに、本日の委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。署名委員に、浅井委員、坂口委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。 それでは、レジメに沿って審議を進めてまいりたいと思います。 （1）市町村合併について、①第4回平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・河合町合併協議会の報告についてを議題と致します。先般行われました第4回目の合併協議会の内容について理事者の報告を求めます。 企画財政課長
企画財政課長	それでは、去る9月1日、平群町中央公民館におきまして開催されました、第4回合併協議会について、ご報告申し上げます。 まず、資料1－1の合併協議会会議資料の、表紙の裏、会議次第をご覧くださいと思います。 第4回合併協議会では、報告事項として、先ごろ実施をされました新市建設計画に係りますまちづくりアンケートについて報告がされております。協議事項としましては、第3回協議会において提案されました、「合併の方式について」と、「新市建設計画(まちづくり計画)について」の2件の継続協議がされております。また、新規協議としまして、「一般職の職員の身分の取扱いについて」、「条例、規則等の取扱いについて」の2件が新たに提案をされたところでございます。 それでは、それぞれの内容と協議結果及び各委員から出されました

質疑等につきまして報告をさせていただきます。

この資料 1 - 1、会議資料の 2 ページをお開きください。

報告第 11 号、「新市建設計画まちづくりアンケートについて」で
ございます。

7 月に実施をされましたアンケートの中間報告がまとめられました
ので、その報告がされております。内容につきましては、別紙資料の
とおりということで、次のページ、3 ページをお開きください。

このアンケート調査は、前々回の特別委員会でご説明申し上げまし
たように、新市建設計画(まちづくり計画)の策定にあたり、住民の意
向を反映させるため、生活行動範囲、まちの現状に対する評価、合併
により期待される効果と不安、将来のまちづくりイメージ等について
調査をされております。

調査対象ですが、7 町在住の住民基本台帳及び外国人登録台帳に登
録をされております 18 歳以上の住民を対象に、その 10 % を無作為
抽出し、12,616 人の方にアンケートが送られております。

調査時期ですが、7 月 14 日から 28 日までの間に、実施をされて
おります。

アンケートの回収結果ですが、6,631 通を回収し、そのうち白
票 6 通を除く 6,625 通の有効回収がございました。回収率は、5
2.6 % でございました。

この中間報告は、設問ごとの集計のみでございまして、より詳細な、
集計と分析結果等につきましては、次回、第 5 回の協議会において報
告をされることとなっております。また、アンケート結果を概要版に
まとめられまして、協議会だよりと同様に配布をされることとなっ
ております。

それでは、集計結果の主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

7 ページをお開きください。「問 5 あなたは現在の町にお住まい
になって何年になりますか。」という質問には、10 年以上の方が 8
1 % となっております。

次に、8 ページから 10 ページにかけての、「問 6 よく出かけら

れる町や市はどこですか。」という質問に対しまして、８ページ下のグラフのように、働いている場所、通学地、日々の食料品や日用雑貨等の買い物、あるいは、診療、文化スポーツ施設の利用については、７町の地域内だという回答がいずれも５０％を超えております。一方、おしゃれ着、装飾品、貴金属などの買い物は、７町の地域内だという方が１８．７％と少なく、特に大阪市でと答えられた方が６０．７％となっております。

次に、１１ページから１６ページにかけまして、「問７ まちの現状評価について」、都市基盤、生活環境、保健・医療・福祉、教育・文化、産業の振興、連携と交流の６項目それぞれについて回答がございました。これによりますと、幹線道路網や生活道路、段差解消などの移動しやすい環境等の都市基盤整備、公害防止等の環境保全、公園などの身近な憩いの場の整備、情報基盤などの生活環境、医療施設の充実・福祉の充実に関しては、不満・やや不満が、満足・やや満足を上回っており、厳しい評価結果となっております。一方、買い物などの日常生活上の利便性、ごみ収集やリサイクル対策、身近なコミュニティ施設の充実については、満足度が高くなっております。この問７につきましては、更に詳しい分析がされるものと思います。

次に、１７ページをご覧ください。「問８ 合併協議会の設立を知っていましたか」という質問に対して、８０％以上の方が知っている と答えられています。

次に、１８ページ、「問９ 合併についてどのような効果を期待されるか」との質問については、各町で重複している費用の削減と行政の効率化が最も多く、次いで財政基盤の強化による重点的な投資、より充実した施設整備が挙げられております。

その一方で、次のページですが、問１０の合併について不安に思うことでは、「中心地域と周辺地域の格差」、「本庁舎が遠くなれば不便になる」「住民サービスの低下が心配」の３項目が上位を占めております。

次に、２０ページ、「問１１ 将来のまちづくりイメージにあては

まる言葉」については、「歴史・伝統のある」、「快適な」、「調和のとれた」、「ふれあいのある」、「こころゆたかな」などが上位に挙げられております。

次に、21ページ、「問12 将来どのようなまちづくりを行うべきだと思いますか」という質問に対して、「医療機関や救急体制の充実した安心できるまち」、「道路・バス・鉄道などが充実した便利なまち」、「交通事故や災害、犯罪のない安全なまち」などが上位に上げられております。

最後に、23ページをご覧ください。自由意見欄につきましては、33.2%、2,198人の方が記入をされております。

以上が、まちづくりアンケートの中間報告の内容でございます。

この中間報告の事務局の説明に対しまして、委員からは、「自由意見について、最終報告でまとめてもらえるのか。」という質問があり、これに対して事務局より、自由意見の主な内容については項目ごとにまとめて説明するとの答弁がありました。また、他の委員からは、「アンケート結果をどのように住民に周知するのか。」との質問があり、「次回協議会で最終報告をし、結果を概要版としてまとめ、10月下旬から11月中旬にかけて、広報紙の協議会だよりに合わせて配布したい。」との答弁がありました。また他の委員から、「檀原市議会が行った合併問題の住民アンケートで差別事件との報道があった。今回のアンケートでも自由意見にそういうものが含まれているのではと危惧している。檀原市議会では議長見解をつけて公開と報道されている。最終的に公表する際にどのような取扱いをするのか。」との質問があり、岡井会長より、「まだ詳細な報告は受けていないが、差別的発言は無いものと確信している。しかし、状況を把握したうえで、もしあればきっちりと報告したい。」との答弁がございました。

続きまして、24ページをご覧ください。と思います。

前回の協議会で提案をされました協議第9号合併の方式につきましては、特に委員より質問もなく、原案どおり確認をされました。

次に、25ページをお開きください。協議第10号新市建設計画（ま

ちづくり計画) についてですが、これも前回の協議会において提案された継続協議事項であり、新市建設計画の策定にあたって、策定小委員会を設置し、素案の策定を付託するというものであります。

これについては、委員から「新市建設計画の構成では、3月ごろに住民説明会、シンポジウムを開催するとなっているが、それぞれを別で開催するのか。」との質問があり、事務局より「1月に新市建設計画の素案を協議会に提案し、協議を経て3月に住民に説明会を開催したい。開催方法等については詳細は詰めていないが、説明会の時期が近づいてきたら検討したい。」との答弁がございました。また、「住民説明会の意向を新市建設計画に反映させるということになっているが、この新市建設計画の素案というのは、住民説明会の前に終わっている、どのように反映させるのか。」との質問があり、事務局より、「まず素案を協議会で協議する。その後住民説明会を開いて住民の意見をお聞きし、反映させるべき意見は反映させたいうえで、最終的には6月に完成させたい。」との答弁がございました。

この協議第第10号新市建設計画(まちづくり計画)についても、確認をされたところでございます。

なお、この新市建設計画策定小委員会につきましては、斑鳩町からは、助役、小野委員、吉川委員に入っていただくことになっております。第1回の小委員会は、9月26日午後2時から河合町役場において開催されることになっておりますことを併せてご報告させていただきます。

次に、26ページをご覧ください。「協議第11号一般職の職員の身分の取扱いについて」が今回新たに提案をされております。これは協定項目の9番目でありまして、一般職の職員の身分の取扱いについては、7町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。1としまして、職員の定数については、新市において、「定員適正化計画」を策定し、定員管理の適正化に努める。2として、職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一する。3としまし

て、職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から新市において調整をするというものであります。

これは、合併の方式が新設合併でありますことから、前回の委員会でもご説明させていただきましたように、合併により 7 町それぞれの法人格が消滅をいたしますので、すべての職員が、法律上は一旦は失職をするということになります。しかし、合併特例法第 9 条第 1 項において、「合併の際、現にその職にある合併関係市町村の一般職の職員が、引き続き合併後の新市の職員としての身分を保有するように措置しなければならない」と規定をされておりますことから、すべての一般職の職員を新市の職員として引き継ぐ旨の取り決めを行うものでございます。

また、合併特例法第 9 条第 2 項において、「合併後の新市は、職員の任免、給与その他の身分の取扱いに関し、公正に処理されなければならない」とも規定をされておりますことから、職員の任用制度、給与、その他の勤務条件等について検討し、不均衡が生じないようにするため、その取扱いを決めるものでございます。

続きまして、7 町の職員の状況等につきまして説明をさせていただきます。

資料 1－2 の合併協議会会議参考資料の 1 ページをお開きいただきたいと思います。この 1 ページと 2 ページには、各町の職員定数条例に基づく職員定数と実職員数の状況が一覧表に整理されております。

次に、3 ページをご覧ください。職種別の実職員数の一覧表でございます。

平成 15 年 4 月 1 日現在における、7 町の職員数の合計は、その表の右下にございますように、1, 507 名となっております。すべての職員を新市に引き継ぐことになるわけですが、合併によって職員の削減が期待できますことから、新市において定員適正化計画を策定し、職員定数の適正化に努めていくこととなります。

なお、この定員適正化計画につきましては、4 ページに参考事例がつけられておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

次に、5 ページ、職名表でございます。ご覧いただければわかりますように、7 町の職員の職の設置については、それぞれ違いがありますことから、事務組織及び行政機構の取扱いと合わせて、合併時に調整し統一をする必要があります。

次に、6 ページから 8 ページですが、給料表の種類、適用職種と級別職務一覧及び該当職員数の状況でございます。職員の給料については、7 町とも国に準じた給料表を使用しておりますが、その運用には、若干の違いがありますことから、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、新市において統一を図る必要がございます。

以上が一般職の職員の身分の取扱いについての説明でございますが、委員からは、「職員の給与については新市において決めるということであるが、不平不満が起らないように慎重に進めてもらいたい。」との要望がございました。また、他の委員から「職員の給与については新市において調整するとあるがその期間はどれくらいか。」との質問があり、事務局より「新市において検討していただくことが適当である。」との答弁がされました。また、他の委員から「職員の給与については新市において調整するとあるが、これを合併前に調整すると直してもらいたい。職員の身分の取扱いは、最も重要な協議事項の一つであるので、先送りせず合併前に決めておくのが筋である。」との意見が出され、これについては事務局より「7 町の運用に差異があり、合併までの期間に調整することは難しい」との答弁がございました。また他の委員からは「職員の給与については、合併時まで調整できるものとできないものがある。そのように表現を変えるべきである。職名については、合併時まで統一すると理解してよいか。」との意見と質問があり、岡井会長から「文章的に検討する余地があると思うので検討したい。」との答弁がありました。また他の委員からは「一部事務組合の職員はどういう取扱いをするのか。」との質問に対し、事務局より「後ほど一部事務組合の取扱いについて協議いただくが、職員については、新市に引き継ぐことになる。」との答弁がございました。また、「一つの町だけが非常に突出した数字になってい

る。むつかしい問題であるが、これをクリアしないと合併できない。十分納得できる方法でやってもらいたい。また、新市で調整ということについては、方向付けだけでも検討していくべき。」との意見が出されました。

この「協議第11号一般職の職員の身分の取扱いについて」は、継続協議とし、次回協議会で改めて確認することとされております。

次に、先ほどの資料1-1の協議会会議資料に戻っていただきまして、27ページをお開きください。

「協議第12号条例、規則等の取扱いについて」でございます。

これは、協定項目の11番目でございます。条例、規則については、事務事業の調整内容に基づき、新市における事務事業に支障がないよう次のとおり区分し、調整するものとする。1として、合併時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し施行させるもの。2として、現在の7町で施行されている条例、規則等を引き続き暫定施行させるもの。3として、合併後、逐次制定し施行させるもの。4として、廃止するもの。以上の4つに区分し調整をされることとなります。合併の方式が新設合併でありますので、7町の条例、規則等はすべてその効力を失いますので、新たに新市において条例、規則等を制定する必要があります。このため、条例、規則等の取扱いについて基本的な調整方針を定めておくものでございます。

資料1-2の合併協議会会議参考資料の10ページをお開きください。この条例、規則等の調整方針がまとめられております。

1として、合併協議会で確認された事務事業に関する条例、規則等については、それぞれの調整方針に従って調整をすることとなります。2としまして、7町が同一の条例、規則等を制定している場合は、原則として現行どおりとする。3として、7町が類似の条例、規則等を制定している場合は、原則として、いずれかの町を基本に統一を図る。4としまして、条例、規則等の制定にあたっては、新市における事務事業に支障をきたさないよう、以下のように区分し、調整するものとするということで、先ほど申し上げました4つに区分、整理をされま

す。1 番目の合併時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し施行させるものについてでございますが、事例としましては、法律の規定により必ず設置するもの、新市の組織運営、職員の勤務条件に関するもの、住民の権利・利益に関するもの、公の施設の設置及び管理に関するものなどがございます。

なお、新市発足時には、市長が不在でありますので、7 町の町長の中から市長の職務執行者をあらかじめ協議して定められます。条例については市長職務執行者の専決処分により、また、規則については、市長職務執行者の権限により新市の発足の日に即時制定し施行することとなります。

11 ページをご覧ください。下の表に先進地の条例規則等の制定状況がまとめられております。これを見ましても、合併時に市長職務執行者の専決処分により即時制定し施行させるものがほとんどであり、暫定的に制定されるもの、逐次制定されるものは、例外的でごく僅かでございます。

上の表ですが、7 町の条例、規則等の件数がまとめられております。

以上が、条例、規則等の取扱いについてのご説明でございますが、委員からは「市長職務執行者の専決処分により即時制定し施行させる場合のスケジュールはどうなっているのか。」との質問があり、事務局より「これから事務事業の調整を本格的に進めていくが、その内容は条例、規則等に反映させていくものであるので、事務事業の調整作業と条例、規則等の作業が同時並行して進められる。」との答弁がございました。また、「新市の市長職務執行者の専決処分が行われた場合、新市の議会に報告が行われることは当然のこととして、合併協議会にどのような形で報告されるのか。」との質問に対して、「合併協議会は、協定の調印時に消滅するというものでなく、新市誕生の直前まで存続することになると思うので、協議会でお示しできる機会があると思う。」との答弁がございました。また他の委員からは「新市建設計画で、住民の関心の高い税や使用料を出さないと住民の理解を得にくい。最終的には条例の専決処分になるが、方向付けは新市建設計

画のなかに入れてもらいたい。」との意見が出され、事務局より「現在、事務事業の調整を進めている。協議会の場で協定項目の提案をし確認されたものについては、住民説明会の時に新市建設計画に併せて、基本的なサービスの水準、負担なども出したい。」との答弁がございました。

この「協議第12号条例、規則等の取扱いについて」も、継続協議とし、次回協議会で改めて確認することとされております。

次に、その他として、3号委員より「協議事項の事前通告が遅すぎる。議会での事前協議ができるようにしてほしい。」との要望があり、これに対して岡井会長から「最大限努力はするが、非常に厳しい状況にある。ご理解いただきたい。」との答弁がございました。

以上簡単ではございますが、第4回の合併協議会の概要のご報告とさせていただきます。

なお、第5回の合併協議会につきましては、10月1日、水曜日、午後2時から、上牧町保健福祉センターで開催されますので、よろしくをお願いします。

委員長 報告がありましたことについて、質疑意見等がありましたらお受けしてまいりたいと思います。

里川委員 今、事務局の説明をされた中では、職員の身分の関係の中でちょっと気になる点もあったんですが、まず、課長の最後の説明にありました、3号委員さんからの申し入れという、その事に係わって発言をしたいと思うんです。私達、特別委員会こういうふうに持たしていただきまして、協議会の議案書、資料ですね、本日いただく訳なんですけれども、特別委員会に向かうについて、3号委員さんの中では事前協議できるような状況にしてくれとまでいうご意見あるんですが、せめて私達も当日資料いただくのではなく、前もって配布をしていただけないかなと、ずっと思っておった訳なんです。斑鳩町以外の6町の状況をですね、この資料の配付の状況を調査、事務局でしていただきま

したら、大体ここにあるのが、合併協議会終了後、理事者側より各議員へ配布という様な状況が多いようなんですが、平群町当たりでしたら、議長宛の文書は公文書として議員控え室の図書室に保管し、議長はコピーしたものを協議会に持って行っていただくというようなこともされているということなので、できましたら、この議案書の配布があった時点で、我々も直ぐ見れるような体制をとっていただくなり、見て、その資料が欲しいなあということであれば、取得することができる。そうか、合併協終了後に配布と決まっているんだったら、配布していただいたら、特別委員会開くときにはそれを各自が持ってくるというようなことになるのか、もう少し早く資料を配付していただける状況にならないかなと思っておりますので、委員会の方で提案をさせていただきたいと思います。

委員長

里川委員の方からこの資料について、早い目に手元に届かないかどうかということについて、前回4回の時も飯野委員の方からそういう案があったようですが、その辺について理事者側の答弁をお聞きします。

企画財政
課長

合併協議会の以前にですね、委員の皆さん方に配布をして欲しいということですが、合併協議会に傍聴に来られる方には協議会資料を配付はしておらないと、レジメだけの配布に留まっているということでございます。そういった中で、一般の方に混じって傍聴されるということであれば、一般の方との不公平が生じないのかなと、そういった懸念がされるところであります。それぞれの方に資料を配付できれば一番いいんですが、部数も非常に多く、なかなか事務局の方で準備が大変であると説明を聞いておるところでございます。従いまして、これについては事前に配布するのは如何なものかと思っております。ただし、私どもの方には、この協議会が開催されました当日に、閲覧用の資料が配付されてまいりますので、これにつきましてはコピーをし、議会の方へお渡しをするということは可能でございます。

里川委員 合併協の前に配布をするということにつきましては、課長の答弁のとおりだろうなと思うんです。後は議会としての判断もあると思うんです。平群町では議長宛の文書について、公文書としての管理を事務局でしているとありますので、議会としてどうするのかという考え方も私達で持ってもいいのかなと。ただ、事前の配布については課長が心配されたようなこともあるということなんですが、出来たら合併協に傍聴に行くときにも、行く前に大体の内容を見てから行きたいというのも現実ですが、それは図書室置いておいてもらえれば見れるということです。合併協終了後に、理事者側から各議員へ配布という状況も、平群町、三郷町、河合町、そういう対応をされている。だから、特別委員会とは関係なく配っているという状況があるわけですが、このところもうちょっと整理していただいて、いつの時点で、私としては出来るだけ早くいただきたいですけれども、ただ委員会しますとって、来て資料、ポンと置かれている状況よりは、少しでも早く配布していただきたい。理事者側がどうなのかという問題と議会としてどういう対応になるのかという、考え方は2つあると思うんですが。

委員長 今の里川委員の質問については理事者側から委員の方に渡せる日にちがもう少し早くならないのか、課長の方から、一般の人と公平さを欠くのではないかとということがありました。もうひとつはこの委員の中で、議会の中でも討議して早くもらえるということが考えられないか。2つの質問だったと思います。

総務部長 協議会前の関係につきましては、課長が申し上げたような取扱いの中で、あと議会としてどう取り扱いたいのかということもありますが、合併協議会後の関係につきましては、速やかに配布するということは可能でございますので、それは対応できます。ただ、できるだけ経費の拡大にならないようにするためにも、資料については配付したものについては当日必ず持ってきていただくと、重複して配布する

ことは出来るだけ避けたいと思いますので、そういったご配慮いただけるのでしたら、全員配布ということは可能でございます。

委員長 今の部長の答弁については事前に私達にも全資料は届けられるけれども、皆さんが特別委員会の席では必ず忘れないで持ってきてもらいたいということを配慮していただければ、全員に渡すことは結構だということなんですが、事前ということとはどのくらい前にお渡しできるのですか。

総務部長 特別委員会の開催される日程の関係もございますが、出来るだけ協議会終了後、1 両日ぐらいには議会の方へお渡しできるというようなことになりますので、書類の配布させていただける場所がございますので、そこへ入れさせていただく。各議員さんはそれを取りに来ていただくということになれば、我々としても対応はし易いです。

委員長 部長から説明がありましたのは、法定協が終わった後、2, 3 日後にはこちらの方に持ってこれる。事務局の方に渡すので各議員は、それを見て持って帰る。特別委員会の時に忘れないで持って来てもらいたいという配慮なんです、里川議員から議会としてどうするかということについてですが、今の部長の答弁でそれも解決したと思うんですが。里川委員、いかがですか。

里川委員 出来得れば私達は合併協議会に傍聴に行かれる議員さんもいらっしやいます。協議会へ傍聴に行くまでに、内容が理解できていれば、より有り難いという思いがあるんです。現実の問題としては、3 号委員、議長、そして議会代表で行っていただく 3 号委員の方の資料を個人的にコピーをさせていただくというようなことは、やったりはしている訳なんです。あちこちでそういう状況もあると思うんです。見せていただいたりはしているんですが、一応議会から代表して出ていただくということであれば、議員の共有の資料として、平群町の採ってい

る形がいいのかなと思うんですが、議長宛の文書については閲覧できるようにしていただけたら、前もって見れるという状況にしておいていただけるというのは有り難いと思います。今、理事者側の説明というのは、あれで精一杯だと思っています。皆さん方のご意見もお聞きしないといけないと思っています。先程申し上げましたように、平群や三郷、河合町では合併協終了後、速やかに理事者側から議員宛に資料を出しているということなんですが、そういう形をとるのか、私はそれ以上に出来たら、上牧町は各議員にファックスで議案書の配布があった旨を通知しているんです。そうしたら、議長宛に来ていた議案書については閲覧させていただくということを積極的にする議員は議会へ来て見ている訳なんです。そういうことが可能なより、ここにいる議員達が協議会が開かれるまででも、内容について知ることが出来るという状況、これは議会としてしないといけないと思うんです。それをどういう進め方にするかという。

委員長

4回の平群町の中央公民館においても、私も行きました。この委員の中からも毎回何人か行っています。4回の時、近くの方見たら、一般の方々も持ってらっしゃる方もいました。どこかから手に入ったのだろうと。そういうことができるんだと思ったんです。ですから、里川委員からありましたように、特別委員会の時は、皆様には法定協の後、2、3日後には速やかに手元に行く。ただ、その資料が法定協の時に事前にもらえないかどうかと、また、見れないかというんですが。それについては。

小野委員

いろいろ里川委員の方から、・・・の話もされていますが、その事も踏まえて前回の第4回の法定協で上牧町の事務局長に聞きました。里川委員のおっしゃるとおりで、議長宛で来たときに、ファックスで全議員に着きましたということで送って、閲覧にもし来られたら、その場でコピーをして配布している。そういうことがどうなのかということで、総務部長にも相談したんです。幹事会でどういう感触なの

かということで。そうしたら、取扱いには、まだ協議の以前の資料ですので、慎重にやってもらいたいという希望があるんです。先程から、総務部長がああいう答弁をしているのは、当然かなという理解が。果たして、その資料が必ず協議されるか、必ず協議されるものですが、それについての独り歩き、それらについての慎重な取扱いを求めるということで幹事会では確認されているらしいです。私も協議会の委員に行っておりますので、もう一つの案として、次の第5回にも提案しようかなと思っていることがあるんです。ご存じのように、法定協が終了と同時ぐらいに、ホームページに記載がされているんです。資料自体が。各委員さんに配布した時点でホームページに掲載してもらったらどうか、そういうことも考えているんです。特別委員会で上牧町のやっているように議員の出席のもとに閲覧してもらうということをしてここで決めていただければ、そういうことも可能じゃないかなと思っていますので、それを個人の人にコピーを渡されるのであれば、その議員さんの責任の基ということで、独り歩きしないようなルートさえきちっと決めておけばいいのかなと思います。協議会の幹事会では取扱いには十分注意してもらいたいということで、それは当然のことだと思いますし、その事もしっかり自覚した上での取り決めで合ったら、そうさせてもらってもいいのではと思います。

議 長

議案書の配布というのは、1週間前に来ていました。早く来ても、我々も審議に代表で行っている。今日いただいているのは、7町の合併協議会で審査やってきたものの、答弁みたいなものですわ。取り組んできたものです。これは当日、我々は中身分かりませんので、それから1週間後ぐらいで理事者に来ますので、これは早く配れると思いますよ。現在手元にみんな持っています。取り組みの内容の概要というのは、我々自体も次の審査に行ったときに、その時に取り組んでもらったものの、概要の中の答弁、或いは審査内容の結果出ていますので、その報告は出、次第に皆に配るということは出来ると思います。

小野委員 それと、先程ちょっと出ていた平群の3号委員さんがその他のところで、2週間以前に資料を委員に配ってくれと、議会の中でもいろいろ協議せんなんということで、強い要望を言っておられました。だけど、その時の意見、会長の答弁、努力しますということ言っておられますけれど、今日の報告の中にもありましたとおり、2つの提案されたのが継続なっています。前回の時も、合併の方式は継続ということで持って帰っています。前回の特別委員会でも、新設に決まっているやんかと、協議会の進め方の中でも、委員の中でも、会長が継続しますと言って打ち出したから、何を言っている。今更、編入なんて考えられないから、新設だと、委員さん全部思っているのに、継続ということで、第3回に提案されて、第4回で確認した。多分、進め方については、簡易なことや報告的な協定項目については即決議論される。ちょっとしたことでも、ほとんどが継続で次の回までに各町は合併委員会を持っていますので、そこでいろんな意見を聞かせてもらって、選出されている委員が、中身のことを、例えば、新設合併じゃなくて、斑鳩町が編入ということに決まったら、当然、向こうでうちは編入だと、そうしたらどこへという議論になってくると思いますし、1ヶ月に1回やっていく中で、即決というのはこれからほとんど無いように思いますし、2週間前に出してもらって、それから特別委員会開いて、継続になってしまう可能性もありますし、余り2週間前という資料の出し方が、どういう意味かなと思うんです。ただ、傍聴に来られるときに、この資料がというのは、確かに傍聴に来られたときに、何も資料なしというのは、なかなか分かりにくいことだと思うんですが、一般に傍聴人の方との公平さということ。やはり、協議会は気にしていると思いますので、その点だけきっちりと整理できたら、可能だと思います。

松田委員 今、議論されている関係はこれからの審議で、我々としても関心を持って来るのかなと思うんです。新市の建設計画がこれから、策定小委員会がもたれる。大変ご苦労なことだと思いますが、策定小委員会

の経過を、その都度言うことが出来るのかというと、かなり難しいだろうと思うんです。むしろ、斑鳩町から出ている３人の方が策定小委員会に参加をされるということですから、少なくともその辺の関係については意思統一を図るという努力をしながら、臨んでいただくということになるのかなと思うんです。特に、これからの関係というのは３月段階で地元の説明ということですので、かなり急ピッチにかかって来るだろうと思いますし、その間にいろんな方針の関係も出て、斑鳩町として、どういう、策定委員会に対応するについて臨むのかと。一般的に、常識的に考えると、斑鳩町第３次総合計画が基本になるのかなと私は思うんですが、特に斑鳩町の関係で、第３次総合計画の関係もそうですが、ちょっとこれはお尋ねになるんですが、一番特徴ということに活かしているということは、用地地域の関係でしょうか。或いは風致地区。この関係が際だって斑鳩町の場合、厳しくしているし、いろいろ建物制限とか、風致地区の関係とか、そういう関係についてはこの新市計画の中では、このことを含んで協議されることになるのか、これは全く替えないということで、いわゆる案、用途地域の関係。これは替えないということが前提になるのかどうかということ。を現時点で、分かっていれば言うて欲しい。７町の中で随分違うと思うんです。だから、そういう面で、ここのところ、どう拾っていくかということになりますと、斑鳩町の特徴というものが極めて、曖昧なものになっていきそうな気がするので、そここのところについて、このことまで含むのか、含まないのかという趣旨、合併委員会の中での、ということについて、ちょっと聞かせておいてもらえませんか。

小野委員　私が３号の方でということで出席させてもらい、議長の方で提案された日に私行かせてもらいたいということで議長の了解も得て、前回の特別委員会で決めていただきました。松田委員さんおっしゃるとおりだと思いますし、私もまだまだ小委員会でどのように進んでいくのかということも分かってないんです。ただ、第２回の時に、新市計画策定方針についてということで、協議されて、その時の方針案とか、

抽象的な言葉ですので分からないんですが、協議会の中で、私の分かる範囲でのことは、毎月策定小委員会を開催して、協議会の方へ委員長が委員長報告という形で報告させてもらうということです。そして、協議会の報告は今回のように各町の特別委員会でいろいろ報告なり、協議をしてもらうということで、キャッチボールといいますか、議会とのやり取りを緻密にやりながら、3月に一応の住民へのお示しできるような素案じゃなくて、ある程度固まったもので話していますが、それを3月までに作って、住民説明会を開くというのが、今の日程だと思うんですが、幹事会の方でその事もっとはつきり分かっているんだったら、補足して欲しいんですが、私の分かっている範囲ではそういうことです。

企画財政
課長

松田委員さんのご質問でございますが、小委員会の進め方につきましては、今現在分からない部分が多々ございまして、申し上げにくいんですけれども、用途の地域関係でございますね、これは、斑鳩町の地域としての特性、いわゆる世界文化遺産の法隆寺を抱える、その他文化財を抱えるという地域特性でございます。こういったことについては、王寺もそうでございますが、王寺は交通のターミナルとしての特徴、そういったいろんな地域地域での特徴があるかと思います。そういったことを大事にしていくということは、変わり様がないと。合併する、しないに係わらず、必要なことだと思います。

松田委員

新市計画の中で、一番基本になるのが、用途地域の問題だと思うんです。用途地域まで変更があり得ることになってきますと、随分意見というのは変わってくるだろうと思うんです。ですから、結局7町がそれぞれの特色を生かして、云々ということであるとすれば、用途地域の関係については、原則として、変更はないというふうに見るのが自然かなとも思いますし、7町の広域圏の関係からしてみますと、計画は12年度で一応は終わっていますけれども、その面から見ていっても、ひとつのゾーンというのがいろいろ設定されていますか

ら、そのゾーンというのは、7町の関係の広域圏協議会の段階においても、それは尊重する立場でしょうし、恐らくその事と、各町が第3次基本計画を尊重しながらいく。その面については用途地域については、それぞれの各町の独自性を堅持していますから、恐らくその事には触れないんだろうとは思いますが、この事に触れられると大変なことになると思うんですよ。しかも、先程お聞きしますと、1月頃に分かるんでしょ、3月頃に説明会ということになっていますよね。その関係について、きちっと分からないということではなくて、きちっと取り組むということではないと、いたずらに情報だけ先にくれとか、資料下さいと言ってみたって、はじまらないことになると思うんです。これから取り組んで行くんですから、明確にしておいて欲しい。この事を明確にしておく関係、それから後、前回の委員会でも説明ありました、いわゆる住民の最終的な意向を問うという関係がありますから、そういうことの手当などについて、どういうふうにしていくのかということを実は申し上げたいと思うんですけれども。分かりやすくいうために申し上げておきますけれども、最終的に何らかの形で住民の意向を問うということがいわれている訳ですから、そうしますと、3月頃の段階では住民に説明会をもたれるという手順になってくる。少なくとも、私はそういうことでありますと、議会としても、そういうことをひとつの流れとして捉えるなかで、住民投票条例の制定に向けて、準備をしていく必要があるんじゃないのかなと思う。いろいろな形でどうするのか、住民投票がいいのか、どうかということもいろいろありますけれども。前回のご確認いただいていることを、更に具体化するための手だてを考えておかないと、少なくとも、我々の議会というのは、条例制定ですと、臨時議会を開くことは可能ですけれども、通常、12月議会、3月議会、遅くとも3月議会ぐらいにはですね、そういうような方向を採らないと、説明会の時にも最終的には皆様のご意向をお聞きしますけれども、こういう形でという説明が出来るといようなことで行きますと、12月乃至3月というのをメドにおきながら、住民投票条例になるのかどうかは別にして、具体的な手だて

について議会としてどう対応するか、ということをごちごち協議をし、具体的な相談を会議に載せる必要があるのと違うのかなと思いますので、敢えて今、無理を承知で具体的にお答えしにくいんだろうとは思いますが、そういうようなことを我々としても取り組んで行くということから、必要と違うかなと考えていますので、是非ともそういったことについても、念頭に置きながら、今後の対応として議会としても、考えていくべきではないのかなと思っています。これは私の考え方を申し上げただけですから。

町 長

9月議会でも一般質問の中に、最近の新聞報道による県内の合併問題ということで、山添村、大淀、明日香村と載ってますように、大淀町は9月議会で恐らく住民投票の関係等については、委員会等では賛成多数で可決されていますから、恐らく吉野郡としての合併の関係である程度進んでおりますけれど、恐らく住民の関係等についても、9月議会にそういう条例を作らなかったら、遅いということでやってます。この7ヶ町で松田委員がおっしゃったように、平群町はもう既に、町長は議会との約束をされていますから、この問題はやはりクリアしていけないといけません。今聞きますと、我々の中では上牧町も何かそういうようなことを町長自らがおっしゃってますというようなことを申されますように、やはり住民投票の関係になってくるのではないかなと。これを何時の時期にしていくかという問題があると思います。事務局は一応12月で、7ヶ町の関係等について、7回されてある程度そういう中で、一応3月から住民説明会・・・ただ、そういう時期を考えますと、12月議会ではなかろうかなということになってまいると思いますし、少なくともこれから、10月、或いは11月の中で、どう進んでいくのか、これも住民の・・・いかなと思っていますし、何れにいたしましても、この関係等については、1町だけで済むのか、2町で済むのか、もう7ヶ町全部するのか、ということに最終的になって来ようと思います。少なくとも十二分に調整をしながら、12月議会に取り組んでいくのか、3月議会になるのか、

議会とも十二分にご相談申し上げて、進めて行かなかったら、やはり住民の意向を問うということをやかましく申し上げております。議会は住民の代表である議員さんが、そういうひとつの決断を下していただいたら・・・・、やはり住民が一番主役です。やはり住民の声を十二分に聞くということが一番大事だろうということが、言われておりますから、慎重に対応していくことが一番大事だろうと思います。

委員長

今、流れの中でいくつか出てきておりまして、里川委員からの法定協の資料について議長の方に届いたやつを閲覧して、それをコピーなどする、コピーした方の責任の元で管理していく。小野委員からもそれがいいんじゃないかというお話がございました。平群でもそういうことをやっている様なので、当町としてもそういう形でやれるということならば、そういう形でしてもいいんじゃないかなと、私ひとりで決める問題ではありませんが、前向きにそういう方向で行けばいいんじゃないかなと思います。もう一つは松田委員からは用途地域の問題について、やはり斑鳩町は斑鳩町独自の地域性がある。建物、景観の問題等あるので、そういうことを踏まえて、小委員会の委員である小野委員なり、小委員会に出られる方々はその辺のことを留意しながら、小委員会に出ていただきたい。そういう要望だったと思います。松田委員の方からはこれから住民投票ということも、12月議会、3月議会には、そういうことも視野に入れたこの特別委員会をもっていったらどうだと。それに対して、町長の方から各町でも住民投票ということやを討議しながら進めているという情報もあるので、斑鳩町としても、住民投票ということやを視野に入れながらの進め方にしてはどうかという意見だったと思います。それについては今ここで、小委員会をする、しないという結論ではないと思いますが、住民投票についてもし他に、いいご意見のある委員の方いらっしゃいましたら、提案いただけるかと思いますが。なければ次に進みますが、よろしいですか。

木田委員

新市建設計画のまちづくりアンケートということで中間報告もらっ

ていますけれども、調査目的としてですね、7町の住民意識の実態を把握し、7町の将来構想、まちづくりビジョンを示すと共に、新市のマスタープランとしての役割を果たす新市建設計画(まちづくり計画)を策定するために実施しましたということなんですが、アンケートの質問の項目が14項目ぐらいで、回答された方の意見の中に、3分の2は回答された方の意見がなかったということなんですが、どうしても項目を細かく作られなかったのかなと、急に作られたような感じがする。それと、うちの3人しかいてないのに、2人アンケート用紙送ってきている訳です。無作為に抽出されたと書いておられますが、本当にアンケート調査はちゃんとやられているのかどうか。やはり全町のみんなに行き渡るようにとか、12,616人ですか。斑鳩町で2,400人配布しているんでしょ。その中でうちにどうして2人も来るのかなと、そういうのがあるわけです。やはり少ない人の意見よりは、多くの人の意見を聞いてもらった。その抽出がどういうふうな、一応無作為とは書いてあるが、ちょっとそういうところが腑に落ちないところがあります。それと、項目自体が余りにも将来のものなのに、14項目では急場で作ったようにしか考えられない。これから委員会で細かいことは詰めてくれるとは思いますが。それらについて、前回の委員会欠席させてもらったため、経過も分からないんですが、聞かせてもらいたいと思います。

委員長 項目、作られているんじゃないかということとアンケートの抽出方法について、無作為にやっている割には3人のうち2人に。私の三郷の友人には夫婦2人で、その2人に来ている。これは今木田委員がおっしゃっているのと同じで、どういう抽出方法をしたのか、分かる範囲でお答え下さい。

企画財政課長 アンケートの抽出方法ですが、10歳刻みで、それぞれの10歳毎の方から、10%抽出しております。年齢階層別にばらつきがないようにということで、そういう抽出方法を採用したわけでございます。こ

の抽出につきましては、電算のソフト上の処理で抽出をしておるということでございます。アンケートの方法でございますが、確かにおっしゃるように、限られた期間の中で作られたものでございますので、これだけで完全に・・・・・・ごさいまけれども、十分考えた中でのアンケートの方法でございます。また、アンケートにつきまして、いわゆる他の合併協議会で行われましたアンケートを参考としまして、よりよいものになるようにということで、作られたものでございます。

木田委員　第14問ということで、合併とまちづくりに関してのご意見ということで、3分の2に意見がなかったということに対して、どういうふうに判断したらいいのかなと。やはり関心を持ってアンケートに答えられるということであれば、受けた人もそれに対して何らかのご意見を申し上げる、このアンケートみたいなのは、誰でも丸うつだけですむことだから、意見が全くといっていいほど、なかったということに対してどういうふうに判断されるのかと思いますが。ふつう聞かれたら、何らかの意見を述べるのが当然だと思います。丸とか書くのは簡単です。抽出された個人としての意見は述べるべきだし、書くべきだと思いますが、それが3分の2なかったということに対して、関心が薄いのかなと思います。

町　長　木田委員がおっしゃっていただきますように、確かに記入なしが4,427、6 %でございます。特にアンケートというのはその他ご意見について書くことに不慣れということも多々あると思いますし、アンケート項目に上がっている関係について、その他記入というのはなかなか書こうと思っても、なかなか書けないこともございますので。関心はこのアンケートの中に、合併について8割は関心があるとおっしゃっていますから、ある程度意見というのは、よほど町をどうして欲しいとか思っておられる方は別にしても、なかなか一般にアンケート用紙を配っても、その他に何か特記事項合ったら書いて下さいというのは、なかなか書いてくれないのが実情ですし、これもアンケートの

関係で第3号委員、第4号委員、やるんだったら、1割と言わずに全部やってしまったらいいんじゃないかという意見もあったわけですが、1割でやると方針が決まっていたから、こうした形のものが出来ているという状況ですので、その辺を考えていただきたいです。

松田委員 先程委員長がまとめられたのか分かりませんが、住民投票で最終的に住民の意向を聞くという基本的な方針は決まっているんですが、先程町長も言っていますが、時期をいつ頃にするかという関係は、例えば12月にするとすれば後2ヶ月しかないわけです。そうしますと、対象をどうするのか、18歳以上にするのか、外国人をどうするのか、色んな事があるでしょうし、時期をいつにするかということもありましょうし、条例を制定するとするならば、議会が提出を準備するということになるのか、或いは議会が行政側と相談をして、行政の方でいろいろ準備をするということになるのか、その辺をきちっとしておいてもらわないと、行ってしまいますと、形式的な取扱いだけになってしまって、十分な対応が出来なくなってくるんじゃないかと思いますから、是非ともその辺のところについては、せめて今日、継続にすることはしておいてもらいたいと思う。決して、12月、3月というのはかなり押し迫った状況になってくるだろうと思うんです。そういう意味で、きちっと、いろんな意見があったとしても、議会としては最終的に住民の意向を聞くと、その為の準備をする。そしてその事については、行政側と一致するなら、行政側と正副委員長がご相談いただいて、手だてを取って、12月議会なら、12月議会をひとつのメドに取り組んでいくということぐらいは、この場所で確認をしておいてもらわないと、曖昧になってしまったんでは困るんじゃないのかなと思うんですが、どうなんでしょうか。

委員長 先程、私もああいうまとめ方いたしました。松田委員からご意見ございました。前々回ですね、住民投票の件については、いろんな意見がでました。松田委員の住民投票条例に対しての準備、町長の答弁

を聞いて、住民投票というのは、これからそれに向かって行くべきではないか、時期的なものについてはどうかと。先程住民投票の件について、意見がございませんかとお聞きしたときに意見がございませんでした。ですから、住民投票について、今後進め方について、時期的なもの、12月議会。もし、行くとするならば12月議会に掛けられるぐらいのもって行き方をして、どうしてもできなかつたら、3月というぐらいの方がいいのかなと思います、その辺について、今日の特別委員会で住民投票の条例の作成準備ということで時期的なものを含めた、皆様のご意見をお聞きしたいと思います。

小野委員 先程町長が答弁されていたように、法定協というか、同じ7町の動きというのをある程度掴めた時点で、同じように進めて行くべきだと、前々から時期的な問題だから、斑鳩町が突出して条例制定して、住民投票をするんだということは、あまり今の時点では好ましくないという意見を言ってきてましたし、町長も同じように、法定協の進め方。大淀町がなぜ今、やっているのか調べてないので分かりませんが、大淀町の町長が、協議会の会長ですし、それらのことはちゃんと出来ているのかなとは思うんです。松田委員がおっしゃるように、確かにほったらかしにしておいたら、間に合わないのと違うのかと、住民の意向を聞く機械を逸するのではないかという心配もあるんだと思うんですが、今、何時というのをこの場所で決めるのは難しいのではないのかなと。法定協のというか、対象の7町の動きにある程度歩調を合わせるべきだと私は思います。意見として申し上げておきます。

委員長 今、小野委員の方から法定協と歩調を合わせてということで、今、この時期に住民投票条例の期日を決めるのは、日程的な期日を決めるのは性急ではないかという意見が出ました。

松田委員 実施時期の協議はしたらいいと思うんです。条例制定とね、実施時期の関係を条例の中でどう表すかという関係はあると思う。条例制定

というのは、実施時期を決めて、条例をばたばたと決めていくということでは、どうかなと思うんです。やはり条例を制定して、住民に十分その趣旨というのを徹底するということが必要だと思うんです。そのためには、ばたばたと時の間に合わせのような関係での条例制定では如何なものかと。今、小野委員がいわれてますように、実施時期の問題についてはもう少し議論したらいいと思うし、確かに、合併協議会でご協議いただいていることを全く無視して、無関係であってはならないと思っているんです。ところが、条例制定というものについての取り組みは、当然議会として真剣に行っていくべきではないのかなと。それか、議会としていくのか、或いは理事者からも同意をされるなら、理事者側に原案作ってもらうとかいうことにして、それに我々が参画する。その辺については拘りませんけれど、正副委員長と理事者側でご相談いただいて、その時期に制定していくことがいいのか、或いは審議の動向から見て、12月がいいのか、3月がいいのか、いろいろあると思います。何れにしても、12月か、3月だろうと思うんです。その辺は今後いろいろ調整して、ご相談をいただいて、より円滑な取り組みがしていけるように配慮していただいたら、どうかなということをお願いしているんです。

小野委員　私が一番懸念しているのは、斑鳩町が一番先に住民投票するんだと決定を、丁度奈良新聞の方もおられますから気にしているんです。将来的にはするだろうけれど、その為の条例制定を、日を切って、12月議会で決定したような報道をされたときに、ちょっと心配があるんです。その事だけですので、松田委員がおっしゃるとおり、12月か、3月には条例制定が必要だろうなと私自身も思っていますし、その時は町長から出してもらうのか、議員提案するのか、それも相談させてもらいながらやっていきたいと思いますが、今日、そういう方向で特別委員会が進んでいったと、ちょっと書かれたらかなんなと思っています。

町 長

今、松田委員もおっしゃってますように、法定協議会の成り行きというのは重視しないといけないと思う。ただ、住民投票する条例等についての勉強会というのは、当然やっていかないと直ぐ出来るものではないですから。今やっている大淀町がどういう方針なのか、山添村がどうなったのかなど、勉強することは勉強していただいて、私がいっているように、平群町は約束しておられるんですから。平群町は議会でコンセンサス得てですね、委員会で発表してるからですよ。そういうことを避けて通れないですから。そういうことはいつかの時はやらないといけない。當麻だって、合わせて説明会しますと。説明会する前にやるのか、或いは説明会は後ですか、なってきたらですね、大変なことです。大淀が一番困っているんです。そんなことされたら、大淀の信頼というのか、町長は合併を推進しているわけですから。ただ、議会の中では住民の意思を問えということになってきたから。この事になったら一番難しいですよ。よほど慎重にいかないと。松田委員がおっしゃっているのは法定協議会の流れは流れとして進めていったらいいじゃないかと。しかし、その中では必ずそういうことがあるから、勉強はしておかないと直ぐ出来ないということであって、誰も12月なるのか、3月になるのか、5月になるのか、分かりませんから。その辺のところは十二分にして、何も今すぐ住民投票するということをおっしゃっているわけではないですから。

小野委員

最初に松田委員がおっしゃったように、3月から住民説明かをする段階で説明に行くときに、住民投票も行いますよと。それでこういう様な新市の計画が出来ましたと、そういうのが一番ベストだと思う。それらが終わって最終的に議会が判断するときに、やはり約束どおり住民投票をしますと、その投票の結果で議員がきちっと判断するんだというのが、一番いいと思うんです。3月からの住民説明の時に最終的には皆さんにもお聞きしますと。その時に条例が出来てあって、期間も決定されておって、最終の6月ぐらいに新市計画書が確定したと。それをもって、これで皆さんどうですか、というのを聞くのが一番理

想であって、そのタイミングがちょっとずれたときには、何かぎこちない形が残って来るんじゃないのかなと思うから、タイミングを計ってもらいたいということを言っているだけで、勉強会という形で町長がおっしゃってますから、そういう方向で、いや住民投票条例を制定するのに反対だということは一切言っていないので、それらについては、常に勉強していつていますから、その時期が来れば、出来るんじゃないのかなと思います。

委員長

住民投票条例のことについて、松田委員、小野委員、町長からも意見が出ました。皆さんの意見を総合しますと、住民投票をすることは吝かではない。ただし、時期的なものは多少ある。山添村とか、大淀町のような、既にやってきたところもあるので、そういうところを見ながら、勉強しながら、今後この特別委員会においても、勉強しながら、また、その時期も頭に入れながら、進めていつて、どの時期がいいかということを見極めて行けばいいのではないかと感じました。時期的なものがありますが、今日の特別委員会の中では、住民投票は斑鳩町のこの特別委員会では、していくという方向性でいくと。その時期については、これから皆も勉強しながら、過程において時期は決めていくという形が、皆さんの意見の中で感じたんですが、いかがでしょうか。今の話でご意見あればお聞かせいただきますが、なければそういう方向性で、次の議題に行きたいと思いますが。如何でしょうか。

(異議なし)

委員長

ないようですので、この住民投票については、条例を視野に入れて、これから進めていく。時期については、今後勉強会を含めて、検討していくということで考えておきます。他にございませんか。

それでは、休憩をとります。

(午後 3 時 3 0 分 休憩)

(午後 3 時 4 3 分 再開)

委員長

再開いたします。

次に、全快しの事項を議題といたします。前回の委員会において、委員から質疑、ご意見等をいただいております件について説明を求めて行きたいと思います。

初めに、①広域 7 町の各種住民負担等比較について説明を求めます。

企画財政
係長

それでは、広域 7 町の比較について、私からご説明させていただきます。資料 2 をご参照お願いします。1 枚目に A 3 用紙の「広域 7 町の各種住民負担等比較」がございまして、7 町の各種数値の比較表となっております。ここでは、税、保険料等の住民負担のなかで、各町によって格差があるものを挙げております。また参考としまして、7 町の人口、世帯数、高齢化率についても、載せさせていただきました。2 枚目以降が「広域 7 町の各種住民負担比較グラフ」でございまして、こちらは、1 枚目の表の数値の一部を、見やすくするために単にグラフ化したものであります。今回は、この 2 枚目以降の比較グラフに沿って、説明を進めさせていただきます。

それでは、まず 1 番目の人口ですが、このグラフは、平成 15 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳および外国人登録による人口を比較しております。また、各棒グラフの下にあります色の濃い箇所は、65 歳以上の高齢者人口を示しております。この 7 町の人口を全て合わせますと、15 万 1,114 人となりまして、県内では、橿原市の 12 万 5,678 人、生駒市の 11 万 4,738 人より多く、奈良市の 36 万 6,492 人に次ぐ県下第 2 位の都市規模となります。

続きまして、2 の高齢化率でございます。このグラフにつきましては、先程の高齢者数を使いまして、人口に占めるその比率を算出したものでございます。各町により、ばらつきが見られますが、7 町全体では、17.7% となり、奈良県全体が 18.1% であるのと比べますと、若干低い、つまり年齢としては若い数値となっております。

次に、3番目の国民健康保険税でございます。この税額は、医療分と介護分に区分されまして、通常、病院にかかる保険は、棒グラフ左側の「医療分」にあたる訳ですが、右側の「介護分」につきましては、40歳～64歳の介護保険第2号被保険者を対象に課税される介護保険にかかる保険税のことです。この税額の決定につきましては、医療分、介護分とも加入世帯の所得、固定資産税、世帯数などに応じて算出されるもので、各世帯によって課税金額にばらつきがあり、各町の比較が難しいために、ここでは、平成14年度の1世帯当たり平均の年間課税額にて比較いたしました。

続きまして、4番目の介護保険料でございます。このグラフでは、65歳以上のすべての方が対象となる介護保険第1号被保険者にかかる平成15年度の介護保険料基準額を比較しております。介護保険料につきましても、世帯の住民税の課税状況に応じまして、この基準額から軽減または割増されることがありますので、実際の徴収額は、この基準額から上下することとなります。

次に、5番目の保育所保育料でございます。保育料につきましても、各世帯の所得税の課税額及び児童数によって決定されまして、保育料が、各世帯により違いがありますので、このグラフでは、最も保育単価の高い3歳未満児の月額徴収限度額を比較いたしました。ここで言います徴収限度額とは、各町の保育料徴収基準額表のなかで、最も高い所得階層の世帯の保育料のことです。国にて示されております徴収限度額は8万円でございますので、各町とも独自で保育料を減額されていることとなりますけれども、その額には大きなばらつきが見られます。

続きまして、6番目の公立幼稚園保育料でございます。このグラフでは、公立幼稚園を設置していない安堵町以外の6町における、入園料と保育料を比較しております。特に、入園料につきましては、斑鳩町では徴収しておりませんし、7町のなかでも大きな差が見られます。

次に、7番目の各種証明発行手数料でございます。ここでは、印鑑証明および住民票の写しの発行手数料を比較しております。斑鳩町で

は平成10年4月に自動交付機導入等を目的としまして、手数料を改正しておりますので、他町と比べますと格差がある状況となっています。

続きまして、8番目の水道料金でございますが、各町同一条件で比較するために、1ヶ月当たりの使用水量を20立方メートルとして、口径が13ミリと20ミリの水道料金を算出いたしました。ここでも、各町にばらつきが見られますが、基本料金と従量料金がそれぞれ各町独自に細かく設定されているために、使用水量によって、高い安いが大きく変わることがあります。

以上をもちまして、私の説明を終わらせていただきます。

委員長

説明のありましたことについて、質疑、ご意見等ありましたら、お受けいたします。

(質疑なし)

ないようでしたら、①についてはこれで終わります。
次に、②専門職等の配置について説明を求めます。

企画財政
課長

前回の委員会においてお尋ねのありました、専門職の設置についてと、奈良県下の市の福祉事務所の設置の状況について、お答えをさせていただきます。

まず、合併した場合、どのような専門職の設置ができるのかということですが、従来、採用が困難あるいは十分に確保できなかった専門職、社会福祉士ですとか理学療法士、保健婦、また、土木技師や建築技師などの採用、あるいは増強を図ることができるようになると考えられます。

次に、県内の10市の福祉事務所の設置の状況ですが、いずれの市におきましても、社会福祉法第14条の規定により、福祉事務所が設置をされております。

委員長 説明のありましたことについて、質疑、ご意見等ありましたら、お受けいたします。

(質疑なし)

委員長 ないようでしたら、②についてはこれで終わります。
次に、地方議会議員年金制度について説明を求めます。

事務局長 前回の委員会で質問をいただいております、議員互助制度に伴う年金の取扱いにつきまして、市町村合併によって議員定数が大幅に削減され、議員の互助会制度による年金支給対象者が急激に増える。そのことによって急激に年金資金が必要になる。また資金が凍結してしまう恐れがあるのではないかと、合併問題とあわせ、全国議長会などでの議論は、合併問題と兼ね合せどう対応しようとしているのかとのご質問であったと思います。

まず、議員年金につきましては、議員皆様にはすでにご存知のことと思いますが、新人議員さんもおられますので、年金制度について、資料３に沿ってご説明をさせていただきます。

資料の最初の沿革ですが、地方議会議員の年金制度につきましては、昭和３６年に「地方議会議員互助年金法」により、地方議会議員の互助年金制度として創設がされ、地方公共団体の議会議員の議員及びその遺族の生活の安定に資するために当初は任意加入で、スタートをし、都道府県・市・町村とそれぞれの区分に応じて議員互助会が設立をされました。

翌３７年に「地方公務員等共済組合法」が制定される際に「地方議会議員の年金制度」として規定され、互助年金法は廃止となりこの共済組合法に統合をされ、全ての地方議会議員を対象とした強制適用の公的年金制度となり、都道府県・市・町村議会議員共済会が設立されました。

議員皆さんの毎月の議員報酬、及び期末手当支給分から共済費とし

て控除させていただいています掛金と公費で支出いたしています負担金が年金の原資となるものでございます。

次のページは町村議会議員共済会の概要が記されています。ご参照いただきたいと思います。説明は省略させていただきます。

次に、ご質問の全国議長会等における年金資金についての議論の状況であります。ページを振っていませんので見にくくなっている申し訳ありませんが、表から3枚目の「地方議会議員年金制度検討会」報告というところを御覧いただきたいと思います。

検討会においては、年金制度を将来にわたり安定した制度とするために、平成12年から6回の検討会を実施し、最終的には制度改正について検討会報告として取りまとめをされています。検討会メンバーについては、4枚目の裏面に記載されていますので、ご参照をお願いいたします。

この検討会報告書では年金財政について、都道府県・市・町村議会議員共済会のそれぞれで財政状況に程度の差はあるが、近年いづれも赤字収支で積立金を取り崩し、給付財源を賄っており、町村議会議員共済会における積立金は19年度には枯渇する見通しにある。制度安定化に対応する検討対象期間について、議員年金制度は、公的年金制度と異なり、年金受給資格を得るための在職年数が短く、長期にわたる試算を前提に制度の検討をすることは逆に、制度の安定を損なう可能性があることから、概ね20年間を対象とした。市町村合併の推進との関係について、市町村合併が進展すると、会員の減少、年金受給者の増加により年金財政は益々厳しくなる。特に市議会議員共済会においては、町村議会議員共済会から、年金支給債務が移管されること等から、極めて厳しい財政状況になると予想される。

しかし、今後の市町村合併の進展を数値で見込むことは、現時点では困難で会員数の見込みを一定の合併進展を仮置きし、前提とした対応策を検討することは制度の安定性を損なうこととなることから、以前の市町村合併の進展を前提に、対応策を検討する。さらに合併が進展した場合には、別途の措置を検討する必要がある。対応策のとりま

とめについて、（１）収入面の見直しでは、掛金・負担金率の引き上げ。（２）給付面の見直しでは、１，年金算定基礎率の改正ということで、制度改正前に議員歴を有する者の経過措置率の引き下げ、また、標準報酬年額を退職月以前１年間から年金受給資格の退職前１２年間の標準報酬月額総数を１２で除して得た「標準報酬年額とする」こととされました。被用者年金との重複期間を有する場合の退職年金の控除割合、年金受給資格、一時金、高額所得者に対する退職年金の一部支給停止、退職年金の支給開始年齢に係る経過措置についてを記載のとおり、とりまとめられました。

このことから５枚目ところからに記載のように地方議会議員の年金制度について法律の改正がされたところであります。１頁から１１頁までが改正内容の概要でありますので、最終ページに比較が表されています。

わかりにくい説明になったと思いますが、また、のちほど資料の方を御覧いただければと思いますので宜しくお願いを致します。以上で説明とさせていただきます。

委員長

説明のありましたことについて、質疑、ご意見等ありましたら、お受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長

ないようでしたら、③についてはこれで終わります。
次に、２、その他について質疑、意見等あればお受けしてまいります。

（ 質疑、意見なし ）

委員長

なければ私の方から、委員のご意見をお聞きしていきたいことがありますのでよろしくお願いいたします。

初日の全員協議会で議運の委員長から報告がありました、当特別委員会の本会議場での委員長報告の件についてであります、議会運営委員会におきましては、議員全員で構成している特別委員会であり、会議の内容等については全議員がよく承知をいただいていることから、委員長報告を省略することについて協議を行っていただいた中、種々ご意見がありました。初日の委員長報告については、議事日程には入れないで、会期中の特別委員会において、今後、毎月開催をされていく予定となっております。特別委員会の委員長報告等についてどうしていくのか審議をしていくこととなっておりますので、このことについて委員のご意見をお聞きしたいと思います。

小野委員 議運の委員長としても意見が欲しかったんですが、議運では今委員長から報告していただいたように、結論付けることが出来なかったの、この特別委員会で全委員さんからもご意見をお伺いして、議会運営委員会で決定していこうと思っておりました。議会運営委員会で委員長として諮っている中で、全議員が参加されている委員会ですので、委員長報告というものは他の議員に対しての報告ですので、不要であるとの意見を持っておりましたが、そのように進めさせていただいたらよいのかどうか、皆さんの意見をいただきたいと思います。このまま何もなかったら、議会運営委員会としても委員長報告はしなくてもいいという判断で進めさせていただきたいと思うんですが、委員の中では意見が分かれてました。他の委員から意見を伺いたいと思います。

委員長 議運がありまして、その後委員長の方からは報告は受けました。全体協議会の中でも、報告を受けている訳ですが、賛否があったと聞きましたので、この席で改めまして、市町村合併調査研究特別委員会の委員長の報告は全議員がいらっしゃいますので、敢えて委員長報告はしないということについてですが、小野委員からのご提案でなければ、議運の提案どおり、委員長報告はなしということで。

里川委員 議運の委員長の立場からの意見もありましたので、それでは議運の中でどういう意見があったかということが皆さんにもよくご理解いただけないのではないかという思いもありまして、発言させていただきたいんですが、確かに議運の小野委員長の方から言われたようなご意見もありましたが、反対にやはり正式な会議録に、会議録の閲覧、図書館であるとか、公民館であるとか、庁舎であるとか、いろんな所で会議録も置かせていただいて、住民の方々にも読んでいただきたいという思いもありますし、常にそういうことを意識しながら、開かれた議会を目指している訳ですが、ということから、開会初日には、閉会中の委員会の報告ということで、委員長報告をしておりますけれども、この特別委員会につきましては、全議員が出席しているということを配慮いたしまして、初日はなしにしようと、けれども、どこかで会議録に載るような形の報告がほしいと。やはりあるべきではないかという意見もありまして、私も議会毎に何らかの形で載せたいなと思っていましたから、最終日の委員長報告の中に、この特別委員会の報告も入れていただきたいという思いがありました。そういうご意見の方も合ったんですが、それがもし、皆さんのご意見聞いて、うまくいかない。委員長報告なしにすることであれば、議会広報で、きちんと特別委員会のページをとっていただきまして、閉会中も含めた委員会での動きを、町民の皆さん方に分かっていただけるような記事を必ず、委員会の記事を載せていただくというのが最低やっていたけないかというようなことで、それらの意見が合った訳なんですが、特別委員会、全議員出席の状況ですし、出来るだけ委員さんの意見を聞こうということであったので、他にご意見あれば言っていたいて、いろいろあったということも理解をしていただけたらと思いますので。

委員長 他にございませんでしょうか。

吉川委員 議会だよりはどのみち載りますよね。言われなくても。内容にもよるけれど。私は全員参加しているのだから、委員長報告は要らないと

思います。

委員長 広報委員長が今日は欠席ですが、副委員長にお尋ねしますが、議会だよりの中には、この特別委員会の項は載りませんね。教えて下さい。

浦野委員 合併の項目はいつも載せるつもりでありますので、町民の皆さんにはそれを見ていただくという手段は採れると思いますので、小野木委員の全員がこの特別委員会におりますので、本会議では要らないということに賛成です。

委員長 浦野委員には、広報の副委員長ということで議会だよりには、この委員会のが、載るか載らないかということについては載るということです。委員としては委員長報告が議会では要らないという意見ですが、他にございますか。

委員長 それでは今、委員長が本会議での最終日での委員長報告ということが、小野委員、浦野委員はなくていいと、里川委員はあってもいいんじゃないかということですが、それでは一応皆さんの挙手による採決で決めさせていただきたいと思いますが、本会議に委員長報告をしてもいいという方、挙手願います。

(挙手少数)

委員長 委員長が本会議でしないということ、多数と受け止めまして、この件につきましては、特別委員会の委員長の議会最終日での報告はなしと決めさせていただきます。
他にございませんか。

中川委員 7町で仮に合併したとしたときに、斑鳩町の小学校、中学校の数は変わりあるのかなのか、どういうふうにお考えになっているか。

町 長 合併しても、全てみんな一緒だと思います。斑鳩小学校、西、東、斑鳩中学、南中学、これはもう当然でございますから。

委員長 他にございませんか、なければその他についてもこれをもって終了いたします。

なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。
それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受け致します。

(町長挨拶)

委員長 これをもって、本日の会議を閉会いたします。
ありがとうございました。 (午後4時14分 閉会)